

北海道告示第11440号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年10月20日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その8)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨   | 補助対象者  | 補助対象経費   | 補助率等                              | 交付申請書に添付すべき関係書類  | 実績報告書に添付すべき関係書類                                       | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先                                 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|--|--|--|-----------------------------------|--|---|--|------------------|----|
| <p>1 私立学校施設耐震診断事業<br/>児童生徒等の安全な学習環境の整備に資するため、私立学校施設の耐震診断を行う学校法人等に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）</p> | <p>学校法人等が道内に設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校の学校施設（所在する市町村が耐震診断に対する補助制度を有しており、当該補助制度の補助要件に該当するものを除く。）の耐震診断及び第三者機関に対する耐震診断結果の判定等の依頼に要する経費</p> | <p>3分の1以内<br/>ただし、75万円を限度とする。</p> | <p>総務第2号様式<br/>総務第6号様式<br/>総務第7号様式<br/>総務第8号様式<br/>総務第19号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>総務第2号様式<br/>総務第17号様式<br/>総務第18号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部<br/>提出期限 別に指示する日<br/>提出先 総務部教育・法人局学事課</p> |                  |    |